

令和 8 年第 2 回

おいらせ町議会臨時会

会議録第 1 号

おいらせ町議会 令和8年第2回臨時会記録

おいらせ町議会 令和8年第2回臨時会記録				
招 集 年 月 日	令和8年5月19日（火）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和8年5月19日 午前10時05分 議長宣告			
閉 会	令和8年5月19日 午前11時14分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	天 間 財 子	4 番	小笠原 伸 也
	5 番	沢 尾 宏 之	6 番	柏 崎 勉
	7 番	佐々木 勝	8 番	澤 上 訓
	9 番	木 村 忠 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	16名			
欠 席 議 員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 光 寿	総 務 課 長	岡 本 啓 一
	政 策 推 進 課 長	鈴 木 政 康	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也
	まちづくり防災課長	佐 藤 啓 二	税 務 課 長	柏 崎 和 紀
	町 民 課 長	福 田 輝 雄	健 康 保 険 課 長	三 村 俊 介
	子 育 て 支 援 課 長	小 向 正 樹	介 護 福 祉 課 長	松 山 公 士
	産 業 課 長	柏 崎 勝 徳	地 域 整 備 課 長	久保田 優 治
	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	澤 頭 則 光
	教育委員会教育長	松 林 義 一	学 務 課 長	吉 田 和 子
	社会教育・体育課長	堤 雅 之	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜
	選挙管理委員会事務局長	岡 本 啓 一	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智
	農業委員会事務局長	柏 崎 勝 徳	監 査 委 員 事 務 局 長	小 向 正 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	中 里 浩
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議案の題目	1 承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について)		
	2 承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)		
	3 承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)		
	4 承認第 8 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度おいらせ町一般会計補正予算 (第 1 0 号) について)		
	5 承認第 9 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 8 年度おいらせ町一般会計補正予算 (第 1 号) について)		
	6 議案第 2 2 号	おいらせ町副町長の選任につき同意を求めることについて		
議 員 提 出 議案の題目	1 議員派遣の件について			
	2 委員会の閉会中の継続調査申出について (議会運営委員会)			
開 議	午前 1 0 時 0 5 分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)			
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。			
	1 4 番	西 館 芳 信 議員		
	1 番	小 向 幸 祐 議員		

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言 開議宣告 議事日程 報告 会議録署名 議員の指名 会期議題 委員長報告	事務局長 （小向正志君）	議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では、携帯電話等の電源を切るかマナーモードに設定くださるようお願いいたします。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	松林議長	ただいまの出席議員数は１６人です。定足数に達しておりますので、これより令和８年第２回おいらせ町議会臨時会を開会いたします。 （開会時刻 午前１０時０５分）
	松林議長	直ちに本日の会議を開きます。 なお、柏崎堅一監査委員は、本日、所用のため欠席との申出がありましたので、ご報告いたします。
	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	松林議長	日程第１、会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、１４番、西館芳信議員及び１番、小向幸祐議員を指名いたします。
	松林議長	日程第２、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に、議会運営委員会の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いします。
	川口議会運営委員長	議会運営委員会より報告いたします。 去る５月１１日告示、本日招集されました令和８年第２回おいらせ町議会臨時会の会期等について、本日５月１９日、議会運営委員会を開催し、審査した結果、本臨時会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日５月１９日の１日とすることに決

諸般の報告	松林議長	定いたしました。 本日１９日火曜日は、審議予定表のとおり、議案等の一括上程及び議案審議となります。 以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げます。委員会報告といたします。 議会運営委員会の報告が終わりました。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日５月１９日の１日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(議員席)	
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日５月１９日の１日とすることに決しました。
	松林議長	日程第３、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、配付資料のとおりです。ご了承ください。 また、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため、関係職員の議場内出入りをする事の許可を与えておりますので、各議員に報告しておきます。
議案の一括上程	松林議長	日程第４、議案の一括上程について。 承認第５号から承認第９号及び議案第２２号まで、以上、６件を一括上程いたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いいたします。
提案理由の説明	町長 (成田光寿君)	本日招集の令和８年第２回おいらせ町議会臨時会におきまして、議員各位には、何かとご多用のところご参集いただきまして厚く御礼申し上げます。 本臨時会に提案いたしました各議案の提案理由の説明に先立ち、一言、町長就任のご挨拶を申し上げます。

	さきに行われました町長選挙におきまして、多くの町民の皆様をはじめ各方面から温かく力強いご支援を賜り、町政運営を担わせていただくこととなりました。大変光栄に思うと同時に、歴代の町長が築き上げた町のかじ取り役を担うという、その職務と責任の重さを改めて痛感しているところであります。 施策を執行していく一職員から立場は変わりますが、これまでの経験を最大限に生かし、歴代の町長の思いを受け継ぎながらも、町政に新しい風を吹かせられるよう、私の政策理念であります「町民第一のまちづくり」を進めてまいります。 さて、令和8年3月1日、おいらせ町は、合併20周年の大きな節目を迎えました。新しいステージの到来であります。行政と議会が町政の両輪となり、一致協力して前進することが、20年、30年先も持続可能なおいらせ町の発展につながるものと信じております。そのためにも議員各位と心をついに「オールおいらせ」で町の未来を築いていきたい、そう思っております。皆さまの力強いご支援とご協力を、心からお願いを申し上げます。 私は、今後4年間の町政運営に当たり、先ほども申し上げました「町民第一のまちづくり」を政策理念に掲げ、その実現のための3つの「まちづくりへの思い」と、そして、4つの「政策の柱」を公約として定めております。 本来でありますと、町長就任後初めての議会でありますので、町長としての所信を述べさせていただくことも考えましたが、今議会が臨時会でありますので、6月定例会まで所信表明を控えさせていただきますこととお許しいただきたいと思います。 なお、行政の事務方の要となる副町長が空席となっているため、一日も早く選任し、行政運営体制を整え、種々の施策を強力に推し進めたい、そういう思いで今回の臨時会を招集させていただきました。 ここに議員各位のご理解を賜りますよう心からお願い申し上げまして、就任に当たっての挨拶といたします。 それでは、本臨時会に提案いたしますそれぞれの議案について、提案理由をご説明いたします。 初めに、承認第5号、おいらせ町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。 本件は、令和8年度税制改正による「地方税法等の一部を改正す
--	---

	る法律」が、本年３月３１日に公布、同年４月１日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、去る３月３１日付で専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 次に、承認第６号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。 本件は、令和８年度税制改正による「地方税法施行令の一部を改正する政令」等が、本年３月３１日に公布、同年４月１日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、去る３月３１日付で専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 次に、承認第７号、おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。 本件は、令和８年度減収補填制度改正による「地域再生法第１７条の６の地方公共団体等を定める省令の一部改正」が、本年３月３１日に公布、同年４月１日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、去る３月３１日付で専決処分しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 次に、承認第８号、令和７年度おいらせ町一般会計補正予算（第１０号）の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。 本件は、既定予算の総額に４２万５，０００円を追加し、予算の総額を１４７億９，８２８万４，０００円としたもので、去る３月３１日付で専決処分を行ったものであります。 主な内容は、歳出では、森林環境整備基金積立金を増額し、歳入では、地方消費税交付金、特別交付税を増額したほか、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額したものであります。 また、第２表、繰越明許費補正は１件の変更を、第３表、地方債補正は、２件の変更をしたものであります。 次に、承認第９号、令和８年度おいらせ町一般会計補正予算（第
--	---

【青森県上北郡おいらせ町議会】

当局の説明	松林議長 松林議長 税務課長 (柏崎和紀君)	1号)の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。 本件は、既定予算の総額に593万9,000円を追加し、予算の総額を121億1,293万9,000円としたもので、去る4月22日付で専決処分を行ったものであります。 主な内容は、歳出では、4月20日に三陸沖で発生した地震の影響により津波警報が発表され、避難所を開設したため、災害救助費を追加し、また、地震及び4月21日、22日に発生した暴風により損傷した公共施設等の災害復旧費を計上し、歳入では、財政調整基金繰入金を増額したものであります。 次に、議案第22号、おいらせ町副町長の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、現在空席となっております副町長に齋藤直樹氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるため提案するものであります。 以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。 以上であります。 以上で提案理由の説明が終わりました。 日程第5、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。 それでは、承認第5号についてご説明申し上げます。 議案書は、5ページから19ページになります。 本件は、令和8年度税制改正による「地方税法等の一部を改正する法律」が、本年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。
--------------	---	--

	それでは、その主な改正内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、３９ページをご覧ください。 初めの第１８条の３の改正は、これまで軽自動車に係る税金は、車両購入時にかかる環境性能割と、例年５月に町からの納税通知書により納めていただく種別割とにより軽自動車税として課税しておりましたが、今回の法改正により環境性能割が廃止され、あわせて、これまでの種別割をもって軽自動車税とするために改めるものです。 続く第１９条第１項から次のページの同条第２号、第３号においても、同様に環境性能割に係る項目を削除しております。 次に、４０ページの下段、第３４条の７、寄附金税額控除では、控除額算定に用いる所得税率に関連して、復興特別所得税の税率を現行の２．１％から１．１％に変更し、その課税期間を延長するとともに、新たに税率１％の防衛特別所得税を創設する法改正がなされたことに伴い、引用条項を改めるものです。 次に、４１ページ、第３６条の２と、４２ページから４３ページの第３６条の３の２の改正は、続く４３ページ中段以降から４５ページにわたる第３６条の３の３第１項から第６項までの個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定において、これまで公的年金等受給者のうち確定申告が不要な者は扶養親族等申告書の提出を要しないとされていたものが、所得税非課税者でも住民税が課税となる方もいることから、その提出要件を見直し、改正したことに伴い、それぞれ所要の整理をしたものです。 次に、４５ページ下段、第６３条では、固定資産税が非課税となる課税標準額、いわゆる免税点について、家屋に係る免税点では２０万円を３０万円に、償却資産に係る免税点では、１５０万円を１８０万円にそれぞれ引き上げるものです。 次に、４６ページから５３ページ上段までの改正は、前述した軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、全般にわたって所要の整理を行ったものです。 続いて、附則の改正になります。 ５３ページ、附則第６条では、医療費控除を受けるに当たって対象としている特定一般用医薬品の購入対価について、その適用期限を撤廃するものであります。 次に、５４ページ、第７条の３は、現行の住宅借入金等特別税額
--	---

	控除の適用期限を５年間延長して令和２５年度までとするなど、所要の整理を行ったものです。 次に、５５ページ中段の第８条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の第１項では、課税免除をする適用期限を３年間延長して令和１２年度までとし、次ページにかけての第２項では、適用条項の改正を反映させたものです。 次に、５６ページ下段、第１０条の２第３項から５８ページ中段、第２５項までは、固定資産税の課税標準の特例に関する項目について、法改正に伴う条項のずれを整理するとともに、第２６項では、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する特別特定建築物（学校、病院、集会場、老人ホーム等）に該当する家屋のうち、同法の基準に適合するバリアフリー等工事が行われた家屋を追加するものです。 次に、５８ページ下段、第１０条の３、新築住宅等に対する固定資産税の減額関係では、一定の面積要件の下、新築から３年間、固定資産税を２分の１減額するなどの現行制度を５年間延長する法改正がなされたことなどから、第７項から６１ページ中段、第１６項第３号までにおいて、法改正に伴う引用条項等の整理をしております。 次に、６１ページ中段の改正前の第１５条の２から６５ページ下段の第１６条の２第３項までは、これまで説明してきております軽自動車税の環境性能割廃止に伴う所要の改正を行うものです。 なお、６４ページの第１６条第２項及び第３項では、現行のグリーン化特例を一部延長する改正をしております。 次に、６７ページの下段から６９ページまでの第１７条の２各項では、国土交通大臣が認定する「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例期間」を３年間延長して令和１１年度までとし、その他、引用条項の整理をしたものです。 なお、６９ページの同条第４項は、その土地が地すべり防止法等、災害関連の指定区域に該当する場合には、本特例には該当しない旨を加えたものです。 次は、７１ページになります。 第１９条の３は、これまで総合課税としていた特定暗号資産に係る譲渡所得を申告分離課税に変更する地方税法改正に伴い新設し、
--	---

		その税率を100分の3とするものです。 なお、中段、第2項各号は、関連する条文に「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加えるように読み替え規定を追加するものであります。 以下、72ページ中段から75ページ中段までの改正は、それぞれ法改正に伴う条項の繰り上げ等を反映したものです。 また、75ページ、(2)おいらせ町町税条例の一部を改正する条例における附則第4条の改正は、これまでの説明のとおり、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税としたことによるものです。 最後に、ページを戻っていただきまして、15ページ下段、附則をご覧ください。 この改正条例の施行日については、附則第1条、施行期日のとおり、令和8年4月1日としております。ただし、第1号から16ページの第4号までの各号に規定する条項に関しては、それぞれに規定する施行日となります。 また、16ページ中段の附則第2条から19ページまでの第4条は、それぞれ町民税、固定資産税及び軽自動車税に関する改正規定の適用に関する経過措置を規定しております。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 11番。 11番です。おはようございます。 今、条例改正の一部が説明されました。議会ではこういう資料が出されますけれども、これを広く町民に理解させる、周知する方法、例えば私が見て給付金の関係とか、それから、申告に係る医療費で様々な条件が変わってきている。やはりこれは、申告のときに書類で周知するだけじゃなくて、現段階からこういうふうに変わって町民にはこういう利点があります、恩恵を受けられますということで周知すべきだと私は思うんですけれども、この点、お伺いしたいと思います。
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	

答弁	松林議長	税務課長。
	税務課長 (柏崎和紀君)	それでは、お答えいたします。 今、平野議員おっしゃったとおり、町民の方にも周知するというのは大変いいことだと思いますので、今後、周知する方法とすれば、ホームページなり町の広報誌ということになるかと思いますが、主な改正点ということで周知するように考えていきたいと思っております。 以上です。
質疑	松林議長	1 1 番。
	1 1 番 (平野敏彦君)	ありがとうございます。広報誌、それから特別に税改正でこういう利点が新たに生まれてくるとか、それからこういう負担が新たに生まれてくるとというのは、私は、印刷物で周知していただきたいと考えております。というのは、高齢者は、タブレットなんかも持っていませんし、情報の収集手段というのは、ほとんど新聞とかそういうの以外はないわけですから、そういう意味では、町の広報に印刷をして、これなりに高齢者でもこういう恩恵を受けられますというものを周知してほしいということで対策をちゃんと講じるのか、課長の考えをお願いします。
答弁	松林議長	税務課長。
	税務課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 先ほども申し上げましたとおり、広報誌等も含めて、ホームページ、広報誌ということで考えていきたいと思っております。 以上です。
質疑	松林議長	ほかにございませんか。 1 5 番。
	1 5 番 (吉村敏文君)	軽自動車について、今、説明を受けたんですが、端的に簡単に聞きます。これは、軽自動車の税金は上がるんですか、下がるんですか、変更はないんですか。それをお願いします。

答弁	松林議長	税務課長。
	税務課長 (柏崎和紀君)	すみません。税務課長です。 基本的には、環境性能割というものが今まで新車購入時に１％、２％かかっておりましたが、まずそれがなくなるということですから、その部分では減ります。グリーン特例というのがあったんですが、これはあくまで特例でしたので、それは２年間延長になりましたけれども、その後は普通の税額に戻るということで、電気自動車とかの場合は、若干税額が安くなるという特例があったんですが、２年間は、その制度は維持されますけれども、それ以降は普通の税額に戻るということで、実質的には、下がるという勘定にはなると思います。ただ、グリーン特例の部分はなくなるということでご理解いただければと思います。 以上です。
質疑	松林議長	１５番。
	１５番 (吉村敏文君)	購入のときはあれなんですけど、あと、そうすると、変更があるとなれば、電気自動車の部分と普通の内燃機関を使っている車なんですけど、こっちの部分に関しては、グリーン、ＥＶのやつは、これはなくなると。現行のやつは、変更はないという理解でよろしいですか。
答弁	松林議長	税務課長。
	税務課長 (柏崎和紀君)	現行の通常のまずガソリン車に関しては、変更はありません。 すみません。継続で、グリーン特例の対象は、電気自動車、燃料電気、プラグインハイブリッドといった車ですので、ＥＶ、要するに両方のハイブリットは関係ないということになりますので、それ以外、あと、ほかの車の軽自動車税も変わりはありません。今言った３つの車種、３つというか、グリーン特例になるのだけは若干安くなりますが、ほかのは、高くなりも安くなりもしないということになります。

質疑	松林議長	ほかにございせんか。 14番。
	14番 (西館芳信君)	14番、西館です。 2点お願いします。 まず、1点目は、不勉強で大変恥ずかしいんですけども、そもそも環境性能割が廃止されたというのは、現行に逆行しているような動きとを感じるんですが、それは、簡単にどういう理由でなくなるんですか。 それが1つと、それから、固定資産税が評価額によって課されるということで、最低20万円で免除するやつを30万円と10万円上げたわけですけども、この根拠は、地方税法を受けた条例ということでしょうけれども、町が単独で決定したんですか。それとも、法でもってこの枠がこういうふうにして30万円と決まっているのか、そこを2点、お願いします。
答弁	松林議長	税務課長。
	税務課長 (柏崎和紀君)	まず、1点目の環境性能割がなくなった理由というのが、総務省から示されたのだと、トランプ関税等によって自動車の販売等が落ち込んだり消費に落ち込みが見られるのを防ぐという意味合いがあるようです。自動車が売れなくなるとかそういうのを控えるために、要するに、一般の方の負担を軽減する意味でそれがなくなったということで書かれておりました。また、免税点に関しましては、あくまでも地方税法等の改正に伴って町が倣ったものでございます。 以上です。
質疑	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	トランプの影響というのは大体感じておりましたけれども、複雑な思いです。 2点目の20万円でなくて30万円というのは、私の思いは、もっと高くしたらいいでないかということなんです。なぜかというと、今、町に400件以上の空き家があるということで、この空き

答弁	松林議長	家に関して、古くなればなるほど空き家、それから物置、そういうところがどんどん減価償却されていって、20万円、30万円を下回るという現象が多く出てくるわけですから、そうすると、その人たちの追跡がしなくてもいいということになりますよね。空き家の対策がますます遅れていくということになるんでないかと私自身は懸念するんだけど、そこを税務課長はどういうふうに考えますか。
	税務課長 (柏崎和紀君)	税務課長。 追跡といいますか免税点、こちらでは、あくまでも課税台帳には、その辺は載ってきて、所有者として家屋台帳でも残されていきますので、万が一、そこで何かがあった場合には、またこちらで追跡とかもできるかと思っておりますので、そういった部分、確かに税金、滞納がなければというところの意味合いなのかもしれませんが、特にこちらでは、その方々を把握していきたいと思っておりますので、今までと変わらないのではないのかと思って、その10万円が変わったからといって違う対応にはならないかと思っております。
質疑	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	理論的に課長が話したことは十分分かります。ただ、納税義務がなくなるということについては、責任感そのものがなくなってしまうんじゃないかということで、対行政との関係性の希薄化がますます進む気がして老婆心ながら質問とさせていただきます。オーケーです。ありがとうございます。
	松林議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	松林議長 (議員席)	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。 **なしの声**

当局の説明	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第5号について採決をいたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	松林議長	日程第6、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
	税務課長 (柏崎和紀君)	それでは、承認第6号についてご説明申し上げます。 議案書は、20ページから22ページになります。 本件は、令和8年度税制改正による「地方税法施行令の一部を改正する政令」等が、本年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものがあります。 それでは、その主な改正内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、76ページをご覧ください。 まず、上段の第2条第2項では、基礎課税額に係る限度額を66万円から67万円に、その下段の第5項では、子ども・子育て支援納付金課税額に係る限度額を3万円とするものです。 その下段から77ページ上段までの第23条第1項の改正は、第2条での限度額の改正を反映させたものです。 続く第23号第1項の後段の改正では、構成世帯の所得状況により均等割額及び平等割額を減額する措置において、第2号では5割軽減について、続く第3号では2割軽減について、それぞれ軽減を判定する所得基準額の改定を行ったものであります。 次に、78ページ、第23条第3項第1号では、関係法令の改正に伴う引用条項の整理を行ったものです。 なお、この改正条例の施行日は、本年4月1日であります。

当局の説明		以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第6号について採決をいたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	松林議長	日程第7、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
	税務課長 (柏崎和紀君)	それでは、承認第7号についてご説明申し上げます。 議案書は、23ページから25ページになります。 本件は、令和8年度減収補填制度改正による「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正」が、本年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 それでは、その改正内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、79ページをご覧ください。 この制度は、地域再生法に基づき青森県が策定した地域再生計画の認定を受けた事業者が、町内に本社機能の移転あるいはその拡充

質疑		をした際にかかる固定資産税を３年間軽減するもので、第２条上段では、その対象期間を２年間延長し、令和１０年３月３１日までとするものです。 次に、同条下段及び次ページ、第６条の改正は、ともにその対象とする償却資産の指定をするために行うものです。 なお、この改正条例の施行日は、本年４月１日であります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 １１番。
	１１番 (平野敏彦君)	１１番です。 今、説明がありました地域再生法に基づく町内への本社機能の移転、これは、過去にこういう事例があったのか。それから、これから見込み、可能性があるのか、これを２点、お伺いします。
答弁	松林議長	税務課長。
	税務課長 (柏崎和紀君)	それでは、お答えいたします。 まず、過去に例があったのかということで、今まで一件も対象はありません。これからについては、すみません。
答弁	松林議長	産業課長。
	産業課長 (柏崎勝徳君)	それでは、平野議員のご質問にお答えをいたします。 当制度につきましては、地方における雇用の創出を通じて地方へ新たな人の流れを生み出すことを目的に、平成２７年度に創設された制度でございまして、先ほど税務課長が答弁したとおり、これまでおいらせ町においては、一件もございません。 実際、しからは青森県はどうかといいますと、青森県においてもこれまでで２件という状況でございますので、今後の見通しということのご質問もございましたが、活用するような企業が移転してくるのかということに関しては、今までの状況から推察するに、なかなか難しいのかなという状況でもあると思っております。

質疑	松林議長	以上です。 11番。
	11番 (平野敏彦君)	今の答弁ですと、青森県で2件だけ、地域の雇用創出のための一つの制度なわけですが、これらについては、当町だけでなく、各自治体挙げてやはりもっと企業なりそういうものに呼びかけをする、PRをする、そういう仕組みを取っていくのが必要じゃないかと思うんです。町では、今の過去も見て、これからも将来的になかなか容易でない、これは、企業誘致とかそういうのを進めなければ、私は、こういう制度というのは活用されないんじゃないかと思うんですけれども、これらの取組の考えを持っているかどうか、町長から1点、確認をしたいと思います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田光寿君)	企業誘致のご質問をいただきました。雇用創出は、大変重要な課題と捉えております。ただ、新たな企業を誘致するよりも、現在、町内に様々な企業がおりますので、まずは、その企業が出ていかにように、きちんと町内で雇用を創出しながら事業を展開していくことが優先すべきものと考えております。今後、新たな企業の申出等があれば、ケース・バイ・ケースで対応して考えてまいりたいと思っております。 以上です。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	町長の言っているのは、私は、この企業誘致については、新たに造成して団地をつくるとかそういう基本になって考えているのかという思いがあります。私は、今現在、当町を見ますと、雇用の創出の中で男子主導の企業というのは、ほとんど少ないんじゃないか。男子主導の企業があることによって人口増にもつながりますし、人の定着も生まれてくるんじゃないか。 私は、議会で研修した岩手県紫波町を見ますと、大手の企業がはりつくことによっていろんな人の出入りが生まれてきている。当町

答 弁		は、人口が土日に増えるとかそういう一過性だけの部分で、本当にこれで将来的にもいいのかという思いがあります。そういう意味では、今のこの制度をもう少し活用して、担当課としていろんな知恵を出して町長に提案する考えがないか、ここを1つお聞きます。
	松林議長	産業課長。
	産業課長 (柏崎勝徳君)	それでは、お答えをいたします。 企業誘致につきましては、先ほど町長が答弁したとおりでもありますし、当課といたしましても、当然、重要な事項であると認識しております。 今回、ご提案しております地方拠点強化のこの制度につきましては、メインの内容が、東京23区から地方に本社機能を移すということでこの税制を受けられるという内容のものでございますので、なかなか東京にある本社を青森県であったりとかおいらせ町に移すというのがそう簡単には進まないのかというのは、認識しているところでございますので、もちろんこの制度を活用するような企業を呼び込むというのも大事ではございますけれども、本社機能でなくても誘致できるようにこれから取り組んでいくのは、当然、重要なことでございますので、平野議員ご指摘のとおりの部分もあるのかと認識しているところでございます。 以上です。
	松林議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。 ***「なし」の声***
	松林議長 (議員席)	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。 ***「なし」の声***
	松林議長 (議員席)	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第7号について採決をいたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 ***「なし」の声***

当局の説明	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	松林議長	日程第８、承認第８号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、承認第８号についてご説明いたします。 議案書は、２６ページから３２ページになります。 本件は、既定予算の総額に４２万５，０００円を追加し、予算の総額を１４７億９，８２８万４，０００円としたもので、去る３月３１日付で専決処分を行ったものであります。 ３１ページをご覧ください。 第２表、繰越明許費補正は、１件の金額を変更するものです。 続いて、３２ページをご覧ください。 第３表、地方債補正は、２件の限度額を変更するものです。 次に、主な内容についてご説明いたします。 別データの令和７年度一般会計補正予算（第１０号）に関する説明書（令和８年３月３１日専決）をご用意ください。 まず、歳入の主な内容になります。 ６ページをご覧ください。 ７款１項１目地方消費税交付金８，４８６万３，０００円の増額及び１１款１項１目特別交付税１億１，５６１万６，０００円の増額は、交付額確定により計上したものです。 １５款１項１目子どものための教育・保育給付交付金２，５４４万８，０００円の減額は、交付決定見込額の精査により計上したものです。 ７ページをご覧ください。 １９款２項１目財政調整基金繰入金２億８２２万２，０００円の減額は、当補正予算に係る財源調整として計上したものです。 なお、令和７年度末の財政調整基金残高は、約１９億２，２００万円となる見込みです。 次に、歳出の内容についてご説明いたします。 ８ページをご覧ください。

質疑		6 款 2 項 1 目林業総務費の 2 4 節森林環境整備基金積立金 4 2 万 5, 0 0 0 円の増額は、歳入の森林環境譲与税の増額に伴い計上したものです。 なお、今回の予算補正につきましては、議会を招集する時間的猶予がなかったため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入・歳出全般の質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。 令和 7 年度一般会計補正予算（第 1 0 号）に関する説明書、5 ページから 1 0 ページです。地方債に関する調書も含みます。質疑ございませんか。 1 1 番。
	1 1 番 (平野敏彦君)	6 ページの地方交付税のところで特別交付税が 1 億 1, 5 0 0 万円補正になっています。この確定した時期と、それから 1 億 1, 5 0 0 万円の算定になった根拠、この 2 点をお伺いします。
答弁	松林議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	6 ページの特別交付税の交付決定の時期になりますけれども、交付決定が 3 月 1 7 日付の決定となりまして、1 9 日に収入されております。 増額につきましては、もともとの予算が 4 億 2, 0 0 0 万円ということになりまして、それを上回る部分が 1 億千五百幾らということで増額になっておりますけれども、もろもろ 1 2 月算定分、3 月算定分というものが特別交付税にはありますが、1 2 月では約 1 億円ちょっとの交付決定がありまして、3 月がその残り 4 億円程度の交付決定があっております。増額の中身でいきますと、昨年あった地震による災害とか、あとは、除雪経費が増額の主な理由となります。 以上です。

質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	私は、この入ってくる1億円以上の額が全然町の財源として使われないで、これを見ると、財政調整基金のここに入れていくということで、もっと先を読んで12月なりいろんな予測した形で予算、8割ぐらいだったらこのぐらい絶対って入ってくると、そのためには、周知の部分でこういう効果を上げていきたいと思いますという考えがないのか、これを1点、お伺いします。
答弁	松林議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、お答えいたします。 補正予算で増額しておいて使ったらどうかということだと思えますけれども、特別交付税につきましては、交付税総額の6%というのがもう決まっております。例えば、全国で大規模災害等があれば、そちらに経費が行きまして、災害のないところの市町村については、減らされるみたいなのもあります。ですので、特別交付税は、途中で補正をして増額というのは、実際、難しいところがありますので、当初予算計上の際には、この程度はもらえるだろうということで積算しておりますけれども、先ほど言ったように、災害等があれば来ない可能性もありますので、その辺も加味しているということでご理解をいただきたいと思います。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第8号について採決をいたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

当局の説明	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	松林議長	日程第9、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、承認第9号についてご説明いたします。 議案書は、33ページから35ページになります。 本件は、既定予算の総額に593万9,000円を追加し、予算の総額を121億1,293万9,000円としたもので、その予算の概要は、4月20日に三陸沖で発生した地震の影響により津波警報が発表され、避難所を開設、また、地震及び4月21日、22日に発生した暴風により公共施設が損傷したため、去る4月22日付で専決処分を行ったものであります。 主な内容についてご説明いたします。 別データの令和8年度一般会計補正予算(第1号)に関する説明書(令和8年4月22日専決)をご用意ください。 まず、歳出の主な内容になります。 6ページをご覧ください。 3款3項1目災害救助費52万4,000円の追加は、避難所の運営経費を計上したものです。 9款1項3目災害対策費の77万8,000円の増額は、避難所運営経費以外の災害対応に係る人件費を計上したものです。 7ページをご覧ください。 11款4項1目公立学校施設災害復旧費326万8,000円の追加は、4月20日の地震及び4月21日、22日に発生した暴風により損傷した学校の災害復旧工事費等を計上したものです。 次に、歳入の内容についてご説明いたします。 ページが戻りまして、5ページをご覧ください。 19款2項1目財政調整基金繰入金593万9,000円の増額は、財源調整として計上したものです。

		なお、令和８年度末の財政調整基金残高は、約１５億５００万円となる見込みです。 今回の予算補正につきましては、議会を招集する時間的猶予がなかったため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入・歳出全般の質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。 令和８年度一般会計補正予算（第１号）に関する説明書、５ページから９ページです。給与費明細書も含みます。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第９号について採決をいたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	松林議長	日程第１０、議案第２２号、おいらせ町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
当局の説明	町長	それでは、議案第２２号についてご説明申し上げます。

質疑	(成田光寿君)	議案書は３６ページ、３７ページ、参考に顔写真を８１ページに載せております。 本案は、現在空席となっております副町長に齋藤直樹氏を選任いたしたく、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を求めするため提案するものであります。 同氏は、職歴にもありますように、昭和６３年４月に青森県庁職員に採用され、平成３０年４月からは、総合販売戦略課長、国際経済課長、観光国際戦略局次長、観光国際戦略局長、観光交流推進部長など数々の主要な部署の長を歴任し、本年３月３１日をもって県部長職で退職されております。 この豊富な行政経験と優れた行政手腕に加え、広い視野と見識をお持ちの方であり、また、当町に在住していることから、災害時の有事の際も迅速な対応が可能と思われます。私が新たな行政運営、新たなまちづくりを進めていくに当たって必要な方でありまして、新しい副町長として適任者であると存じます。何とぞ皆様、満場のご同意を賜りますよう心からお願いを申し上げます。 以上であります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑ございませんか。 １２番。
	１２番 (檜山 忠君)	檜山です。 質問というよりは教えていただきたいと思うんですけども、齋藤直樹氏は、説明のように、県観光交流推進部長の要職にあった方です。そのような方を副町長としてお迎えすることは、これは大賛成であります。齋藤氏は県の要職にあった方ですが、各方面から引く手あまたであったろうと思います。その中であって、どのような経緯でおいらせ町に来ていただくことになったかを教えていただきたいということと、齋藤氏ご自身のおいらせ町に対する考えということの、それらが分かったら教えていただきたいということでありまして。 以上です。
	松林議長	町長。

		1 2 番。
	1 2 番 (檜山 忠君) 松林議長	賛成討論をいたします。よろしいですか。 はい。（「そっち行きます」の声あり）演壇をお願いします。
	1 2 番 (檜山 忠君)	それでは、賛成の討論をいたします。 檜山は、齋藤直樹氏に副町長として就任いただくことに賛成いたします。 おいらせ町においては、今年度より町観光物産協会が企業化され、独立し、拠点事務所を構え、役場職員を派遣していますが、その経営戦略には理解しかねるところもあり、今後に不安を覚えるものであります。このときに観光面のプロフェッショナルである齋藤氏を迎えることは、願ってもないことであります。ご指導、ご鞭撻のほどを期待いたします。 また、新庁舎建設に当たっては、県と連絡を密にして完成を目指さなければなりません。齋藤氏は、県の中心部におられた方です。必ずや力になってくれることと思います。このことから私は、賛成討論をいたすものであります。 終わります。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第 2 2 号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
	松林議長	日程第 1 1、議員派遣の件についてを議題といたします。 このことについては、おいらせ町議会会議規則第 1 2 7 条第 1 項の規定により手続を取るものであります。

		お諮りします。 議員派遣の件については、配付してあります資料のとおり、研修会に議員を派遣することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、議員派遣の件については、配付してあります資料のとおり、派遣することに決定いたしました。
	松林議長	日程第１２、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。 議会運営委員長から、所掌事務の調査について、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。 お諮りします。 議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
	松林議長	以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。 ここで、町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。演壇にてお願いします。 町長。
	町長 (成田光寿君)	令和８年第２回おいらせ町議会臨時会におきまして、議員各位には、大変ご多用のところご参集いただき、また、提案いたしました全ての議案について議決を賜り厚く御礼を申し上げます。議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえ、今後の町政運営に努めてまいりたいと存じます。 また、空席となっております副町長の選任につきましては、満

閉会宣言	松林議長	場でご同意をいただきました。心から感謝を申し上げます。体制が整いましたので、新たな行政運営、新たなまちづくり、そして、公約実現のため施策を本格的に展開してまいりたい、そう思っております。 さて、町内の田園風景にも農作業が慌ただしく活気を呈してまいります。いよいよ季節は、新緑へ移ってまいりました。議員の皆様には、健康に留意されまして、ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。 これで会議を閉じます。 これをもちまして、令和8年第2回おいらせ町議会臨時会を閉会いたします。 皆さんにちょっとお願いがあります。 この後、全員協議会があります。そして、その後、議員の定数の見直し、議員報酬の見直しの意見交換会がありましたけれども、臨時議会があるということは分かりませんでした。全員協議会が決まってから臨時議会が招集されましたので、今日は、意見交換会は見送りたいと思います。後ほど定例会を含めて、時間の調子を見て皆さんにまたお願いをしたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。11時半になったらまたこの議場にお集まり願いたいと思いますので、よろしくお願いします。 （閉会時刻 午前11時14分） 事務局長 (小向正志君) 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。
------	------	---

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 西 館 芳 信

署名議員 小 向 幸 祐